

書類記入の際にご確認ください

～ 申請書類の準備方法について～

記入例 令和 X 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

※申請書の記載内容に誤りがあれば二重線で取り消し、記入欄余白に正しい内容を記載ください。
※ほかの自治体にもご寄附されている場合は、自治体名をご確認ください。

令和 X 年 X 月 X 日	〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 344-1	整理番号 12345200000001
住所 ※住民票の住所を記入	氏名 高原 花子	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9
電話番号 0984-21-2640	生年月日 2・5・8	

第五十五号の五様式 附則第二条の四関係

確認ポイント①

住所・電話番号・氏名・生年月日を記入してください。

※住所は住民票登録の住所

間違いがあれば二重線で取り消し、記入欄余白に正しい情報を記入してください。

確認ポイント②

マイナンバーを記入してください。

確認ポイント③

寄附年月日と寄付金額を記入してください。

複数の自治体にご寄附された場合は、申請情報を間違えないようお気を付けてください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。
あなたが支出した地方税法第3条の2（第14条の7）第2項に該当する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第9項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。
（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
（注2） 申告の特例の適用を受けるために申告を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（即ち第4号に該当する場合は、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項	寄附年月日 令和 X 年 X 月 X 日	寄附金額 10,000 円
--------------------	-------------------------	------------------

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の前年の所得について所得税法第10条第1項の規定による申告書を出さず又は同法第12条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者。
(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日までの前年の所得の申告書提出の義務がない者又は同法第12条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける旨以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）をしない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

オンライン申請をされる方へ

ワンストップ特例申請書の返送が不要。寄附を登録し、マイナンバーカードをスマホで読み取るだけで申請が完了します。

※お手持ちのスマートフォンに公的個人認証アプリ「IAM<アイアム>」をダウンロードする必要があります。

ふるさと納税総合窓口
ふるまど
https://furumado.jp/

【書面で申請される方へ】申請をする前に下記事項をご確認ください

① 申請書の内容に誤りはないですか？ 返信用封筒に氏名・住所を記入しましたか？

② 別紙の「寄附金税額控除に係る申告特例申請 添付書類提出用紙」に記載してあるA～Cのいずれかの必要書類を揃えましたか？

③ 確定申告をされる場合は、本書面による申請をできません。
※確定申告で控除申請された場合は、本書面による申請は無効になります。

④ 本書面による申請は、ふるさと納税をする自治体がA～C以下の場合のみ申し込み可能です。
6ヶ月以上ふるさと納税をされた場合は確定申告の手続きをしてください。

⑤ 本書面による申請の受付期限は、寄附された翌年の1月10日です。
受付期限に間に合わない場合は税務署で確定申告をしてください。

⑥ 住民票の登録住所を寄附した翌年1月1日までに変更された場合、変更届出書の提出が必要です。
変更届出書を寄附された翌年1月10日までに提出されない場合は、税務署で確定申告をしてください。

提出期限 20XX 年 1月 10日

申請受付No. 1234567890123456

確認ポイント④

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と別紙の「寄附金税額控除に係る申告特例申請 添付書類提出用紙」を用意できたら、内容を確認してシ点をつけてください。

【別紙】寄附金税額控除に係る申告特例申請 添付書類提出用紙 (宮崎県高原町用)
下記A～Bのパターンのいずれかで本人確認書類をご用意し、貼り付けてください。

マイナンバーカードをお持ちの方

A パターン

マイナンバーカードをお持ちでない方

B パターン

1 公的機関発行の顔写真付きの身分証明証のコピー
顔写真付き身分証明証(表面)

2 通知カードのコピー
※通知カードがない場合は住民票(マイナンバー付き)を同封してください。
通知カード(表面)

添付書類用意

別紙の「寄附金税額控除に係る申告特例申請 添付書類提出用紙」に必要書類を貼り付けてください。

必要書類は別紙に詳しく記載してあります。

オンライン申請をされる方へ

ワンストップ特例申請書の返送が不要。寄附を登録し、マイナンバーカードをスマホで読み取るだけで申請が完了します。

※お手持ちのスマートフォンに公的個人認証アプリ「IAM<アイアム>」をダウンロードする必要があります。

ふるさと納税 総合窓口
ふるまど
https://furumado.jp/